

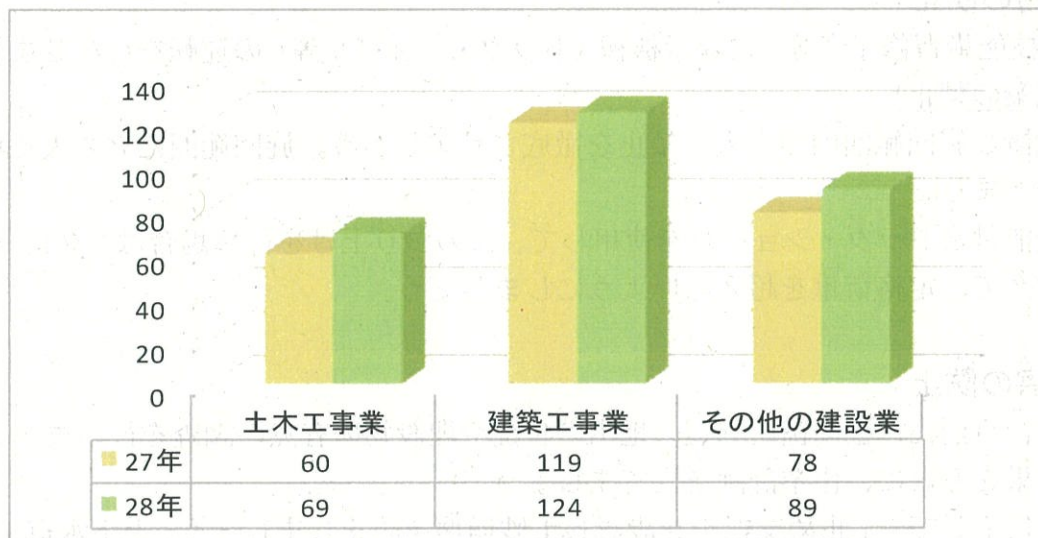
# 年末・年始労働災害防止強化運動実施中

期 間 平成 28 年 12 月 1 日から平成 29 年 1 月 31 日

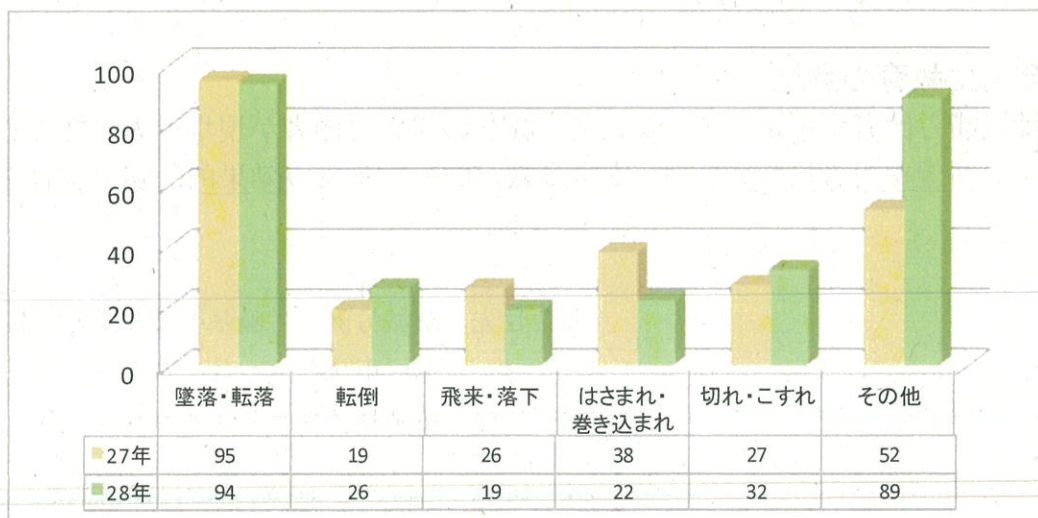
年末年始は、工事量の増加が見込まれるなか、熟練技能労働者や現場管理者が不足している状況もあり、労働災害の多発が危惧されます。各建設現場においては、裏面の労働災害防止対策を参考として、現場の総点検を実施しより一層の安全管理の徹底をお願いします。

平成 28 年の茨城県内における建設業の休業 4 日以上労働災害発生状況（10 月末現在）は、**死亡者数が 8 人**となり対前年比 **4 人の減少**、**死傷者数は 282 人**で対前年比 **25 人（9.7%）の増加**となっています。業種別では、土木工事業、建築工事業及びその他の建設業とも増加しています。事故の型では、墜落・転落災害が 94 人（内死亡 2 人）、切れ・こすれ災害が 32 人、転倒災害が 26 人となっています。

## 1 業種別災害発生状況（平成 28 年 10 月末日現在）



## 2 事故の型別災害発生状況（平成 28 年 10 月末日現在）



災害の多くは、基本的な労働災害防止対策が不十分であったために発生しています。建設業の三大災害防止のため、以下の労働災害防止対策が講じられているか現場の状況を総点検してください。特に、墜落・転落災害が多発していますので、ご注意ください。

## 1 墜落・転落災害の防止

- (1) 高さ2m以上の高所で作業を行う場合は、作業床（足場）を設置し、手すりを取り付けましょう。足場の設置が困難な場合は、親綱を張って安全帯を使用しましょう。
- (2) 開口部には、覆いや囲いを設置しましょう。
- (3) はしごを使用する場合は、固定して転倒を防止しましょう。
- (4) スレート屋根上で作業する場合は踏み抜き防止のため、歩み板（30cm以上）を設け、墜落防止のネットを張りましょう。
- (5) 保護帽（ヘルメット）や安全帯を着用し、安全帯は必ず使用しましょう。

## 2 建設機械災害の防止

- (1) 有資格者（技能講習修了者等）に建設機械（ドラグ・ショベル等）の運転を行わせましょう。（無資格就業の禁止）
- (2) 柵などを設置し旋回範囲内の立入り禁止を徹底させましょう。旋回範囲に立ち入る場合は、誘導員を置きましょう。
- (3) クレーン機能付きドラグ・ショベルを使用して、荷のつり上げを行う場合は、クレーンモードに切り替えて、定格荷重を超えないようにしましょう。

## 3 土砂崩壊災害の防止

- (1) 掘削作業を行う前に、掘削箇所周辺の地山の状況や埋設物の有無の調査を行いましょう。
- (2) この調査結果をもとに、作業計画を立てましょう。
- (3) 地山の土質に応じて、土止め支保工を設置し土砂崩壊を防止しましょう。上下水道工事の掘削作業では、安全に施工できる土止め先行工法を採用しましょう。
- (4) 地山の掘削作業主任者、土止め支保工作業主任者を選任し、職務を励行させましょう。

## 4 効果的な安全衛生教育の実施

建設業では、熟練技能労働者が不足しているため、経験の浅い労働者が現場へ入ってくることが予想されることから、新規採用者については、安全意識が向上するよう効果的な安全教育を行ってください。

問合せ先 茨城労働局労働基準部健康安全課  
水戸市宮町1-8-31  
電話029-224-6215